

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第112回）議事録

- 1 日時 平成27年9月8日（火） 14時10分～15時30分
- 2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）
- 3 出席者
 - (1) 委員（敬称略）

伊東 晋（分科会長）、相田 仁、石戸 奈々子、近藤 則子、三瓶 政一、
知野 恵子、根本 香絵、前田 香織、森川 博之（以上9名）
 - (2) 専門委員（敬称略）

雨宮 不二雄、多氣 昌生、山下 洋治（以上3名）
 - (3) オブザーバー（敬称略）

久保田 文人（CISPR B小委員会 WPTタスクフォース リーダー）（以上1名）
 - (4) 総務省
(情報通信国際戦略局)

富永 昌彦（官房総括審議官）、野崎 雅稔（技術政策課長）

(総合通信基盤局)

福岡 徹（総合通信基盤局長）、大橋 秀行（電気通信事業部長）、
渡辺 克也（電波部長）、佐々木 祐二（総務課長）、
塩崎 充博（電気通信技術システム課長）、
富岡 秀夫（安全・信頼性対策室長）、田原 康生（電波政策課長）、
杉野 勲（電波環境課長）、澤邊 正彦（電波利用環境専門官）
 - (5) 事務局
中村 伸之（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

(1) 答申事項

- ① 「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPRストレージ会議 対処方針」について

【昭和63年9月26日付け電気通信技術審議会諮問第3号】

- ② 「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」について

【昭和63年9月26日付け電気通信技術審議会諮問第3号】

- ③ 「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「OAB-J IP電話の品質要件等」について

【平成17年10月31日付け諮問第2020号】

(2) 報告事項

平成28年度ICT関係予算要求について

開 会

○伊東分科会長 大変お待たせいたしました。それでは、ただいまから情報通信審議会第112回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日は、委員15名中9名が出席されると伺っておりますが、現在8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、審議内容の説明のため、電波利用環境委員会より多氣昌生専門委員、雨宮不二雄専門委員、山下洋治専門委員、また、補足説明をしていただくため、CISPR B小委員会WPTタスクフォースの久保田文人リーダーにもご出席いただいております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議の様子はインターネットにより中継しております。あらかじめご了承のほど、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項3件、報告事項1件の計4件でございます。

答申事項

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち 「CISPR ストレーザ会議 対処方針」について

○伊東分科会長 初めに答申事項について審議いたします。

電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR ストレーザ会議対処方針」について、電波利用環境委員会の多氣主査からご説明をお願いいたします。

また、引き続き国際的な舞台でWPTに関する検討を牽引し、CISPR B小委員会のWPTタスクフォースのリーダーを務めておられます久保田様から、補足説明をお願いすることとしております。

それでは、多氣主査からよろしく願いいたします。

○多氣専門委員 それではご説明させていただきます。資料は、資料112-1-1と1-2でございます。1-2が報告の全文になります。しかしながら、本日のご説明は、

それらを要約いたしました1-1のスライド形式の資料を用いて、ご説明をさせていただきたいと思います。

1 ページをごらんください。初めに、これはいつもの恒例なのでございますが、国際無線障害特別委員会についてのご説明がございまして、これがどのような性格の組織かということにつきましては、毎度ご説明させていただいておりますが、特に今回は、新たに下の表を追加してご説明の補足とさせていただいております。さまざまな電子機器が我が国でも規制の対象となっているわけでございますが、CISPRでつくられております国際規格をもとに、これらの規制法令等に反映されて、我が国の電子機器類の無線障害を防止するために有用な役割を果たしているということをご理解いただければと思います。組織でございますが、総会がございまして、運営委員会、そして6つの小委員会がございまして、今回のストレージでの会議でございますが、これらの小委員会のうちD小委員会を除いたすべての小委員会が開催される予定となっております。

2 ページをごらんください。「CISPRストレージ会議における対処方針・重点審議事項について」ということで、初めに開催の概要でございまして、今年9月21日から10月1日までの11日間、北イタリアのストレージにて開催されます。我が国からは総務省、国立研究開発法人情報通信研究機構、その他から40名が参加する予定でございます。この具体的な参加予定者につきましては、資料112-1-2にリストがございまして、必要がございましたらごらんいただければと思います。基本的な対処方針は従来と一貫してございまして、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処するということとなっております。

今回の重点審議事項でございますが、これは一昨年から継続して重点審議事項となっておりますワイヤレス電力伝送システムの検討について、今回も重点審議事項としてとらえております。具体的に申しますと、特に電気自動車をはじめ、ワイヤレス電力伝送システム(WPT)の検討が進められておりますが、CISPRにおきましては、B小委員会では電気自動車の充電機器等、F小委員会では白物家電、I小委員会ではマルチメディア機器、それぞれワイヤレス電力伝送システムのタスクフォースが設置されて検討が行われており、我が国からも積極的な寄与を行っていくということでございます。

3 ページをごらんください。少し今のWPTの審議状況及び対処方針について詳しく書いてございまして、B小委員会は、電気自動車用の充電器等のWPT機器を扱っており

ます。本来は、I S M機器を扱う小委員会でございますが、この小委員会でW P T機器を重点的に扱っています。これに関しましては、後ほど実際に国際タスクフォースのリーダーを務めておられる久保田さんに補足説明をしていただけるということで、ここでは具体的な内容は割愛させていただきます。

次にF小委員会の状況について簡単にお話ししたいと思います。F小委員会は、白物家電、洗濯機や冷蔵庫のように白く塗装された家電が主な対象でございますが、これらのW P Tについての検討を行っております。この白物家電に関しましては、電磁誘導式の加熱調理機というものが既に家庭でも使われておりまして、その延長線上の技術とみなして、誘導式電力伝送機器、これをあえてW（ワイヤレス）ではなくてI（インダクション）、誘導式の電力伝送機器とF小委員会では呼んでおりますが、これにつきまして、現行の規格にI P T、今申し上げた誘導式電力伝送機器の許容値及び測定法を導入するための文書が回付されているところでございます。これにつきまして、我が国からも積極的に意見をあげておりまして、それが反映されるように対処していきたいということでございます。

次の4ページをごらんください。I小委員会は、マルチメディア機器を扱っております。マルチメディア機器は、今でも携帯電話を置くだけの充電などがございますが、それらをもっと積極的に広範囲に展開していくために、必要な許容値及び測定法を審議しているものでございます。このマルチメディア用のW P T機器に関しまして、特にこれまで1 5 0 k H z未満の伝導妨害波、それから3 0 M H z未満の放射妨害波というものが規定されていなかったわけでございますが、マルチメディア機器の無線電力伝送に関しましては、これらの周波数領域を無視することも難しいため、他のC I S P R規格で規定されている許容値の適用可能性について検討等が行われているということでございます。我が国からデータ等も積極的に提供しつつ、対処していくことになってございます。

5ページをごらんください。C I S P R総会でございます。総会はすべての小委員会を総括する場でございますが、そこでの審議状況を簡単に書いてございます。これらに関しましては、昨年からの継続的な事項がほとんどでございます。その中で1点だけ申し上げますと、下半分でございます9 k H zから1 5 0 k H zの伝導妨害波の測定法及び許容値につきまして、この周波数帯をC I S P Rで扱うことに関しては、過去の歴史の経緯がございまして、T C 7 7（電磁両立性を扱っている技術委員会）で検討する方

向で行っておりました。現在、ジョイントワーキングがつくられて、この件についての検討が行われているわけですが、大きな問題として、ヨーロッパにおきましては、この周波数帯のスマートメーターが大変広範囲に使われておきまして、この周波数帯の伝導妨害波が非常に深刻な問題になっていることがございます。したがって、我が国においては、これについての積極的な関与をするというよりは、ヨーロッパの動向を見極めつつ、適切に対処していくという状況にあるとご理解いただければと思います。

次の6ページから、A小委員会からI小委員会までの各小委員会それぞれの対処方針が書いてございますが、これらに関しましても、我が国から積極的な寄与をしていることにつきましては毎回お話ししているとおりでございます。この中のすべてをお話しするには時間が限られておりますので、例えとして1つだけ、8ページのB小委員会をごらんいただきたいと思っております。

B小委員会では、太陽光発電装置等のG C P Cと書いてありますが、これは系統につながるパワーコンバータのことです。直流を発生する太陽光発電装置から家庭の交流の系統につながる時に発生するノイズの問題を従来扱ってきましたが、太陽光発電以外の、例えば蓄電池などについても適用範囲を広げようという動きがございまして、これに関して我が国からタスクフォースのリーダーが出ております。ということで、この問題に関しましても、我が国からの積極的な寄与をする予定でございます。

そのほかたくさんございますが、若干時間が押しておりますので、以上で今回の対処方針のご説明とさせていただきます。

○伊東分科会長 どうもありがとうございました。それでは続きまして、久保田様からお願いいたします。

○久保田リーダー ご指名いただきました久保田でございます。私はC I S P R Bのタスクフォースのリーダーを務めさせていただいております。このタスクフォースは、一昨年の会合で設立が決まりまして、昨年からは本格的な活動をしてございます。韓国、ドイツ、日本で既にタスクフォースを開催して、現在、文書を作成したところでございます。これにつきまして、B作業班の関係では、電気自動車用の充電器に特に着目して、それだけをやることになると、これは製品の規格になってしまうのですが、パワーエレクトロニクス全体に活用できるようなW P Tに対応して規格をつくろうということで審議を進めております。

電気自動車の充電器の規格につきましては、IECのほかの委員会、TC69というところで規格をつくっておるのですが、EMCに関する部分についてはCISPR Bで、それを担当してほしいというご依頼がありまして、そのリエゾン関係で現在検討を進めてございます。

これまで、新しい許容値についての議論を始めているところでございますが、現在、B小委員会の関係でISM機器に関する規格がございまして、周波数範囲が放射妨害波に関しては150kHzより高い周波数についてと、伝導妨害波についても同じですが、150kHz以上の規格がございまして、それ以下の部分については、これまで規格がございませんでした。電気自動車用の充電器に関しては、現在、85kHz帯が一番有望でございますが、いずれにしても150kHz以下で送信を行うものになります。WPTは、やはり周囲の電波機器に対して妨害を与える可能性がございまして、そういったことを適切に評価する必要があるということで、その規格を新たにつくっていくというものでございます。これに関しては現在、ヨーロッパの政府系のメンバーからの許容値の提案、それからヨーロッパの自動車産業からの許容値の提案、それから日本からの許容値の提案という大きく3つの提案がございまして、それらをどのような形でまとめていくかが、今回、ストレージ会議で特に審議される焦点になると考えてございます。

我が国では、既に先日この審議会でご答申していただきましたように、国内の制度化については一定の方向で進み始めておりまして、その検討の過程におきまして、ほかの無線機器に対しての障害に関する共用の検討をきちんとやりました。それから、実際の試作機でございますが、機器に関してのデータをきちんととりまして、それに基づいた提案として、許容値を提案しているところでございます。一方、周波数の使い方に関しましてはITU-Rで所掌しておりまして、そちらでもWPTの使用すべき周波数についての検討が行われております。そういったことも加味しまして、このCISPRとITU-Rの審議をうまく連携させながら、規格をまとめていくことが最も望ましい方向であると考えて、対処方針としましては、これまでの我が国の提案を反映させるよう努め、早期の文書化を推進するという基本方針でございます。

なお、CISPR11という現在最新の規格がございまして、これに対して、そのメンテナンスサイクルということで、次の版をつくるまでの期間がこれからおよそ5年間あるのですが、その間に新しい規格がきちんとまとまるように進めていくということ

で、作業スケジュールを提案しているところでございます。いずれにしても、いろいろこのようなことについてご指導いただければと思っております。どうもありがとうございました。

○伊東分科会長　　どうもありがとうございました。

ただいまお二人からご説明をいただきました。これらにつきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。では、三瓶委員。

○三瓶委員　　I小委員会の説明について、先ほど、30MHz以下の放射妨害波の規定をこれから検討するということを言われていました。その理由が、ご説明ではよくわからなかったのですが、要はマルチメディア用のWPTに対してマルチメディア機器の30MHz以下がどういう影響を与えるのかということ、ご説明していただきたい。

○多氣専門委員　　幸いなことに、I小委員会の主任の雨宮専門委員がおりますので、こちらからご説明をいただくのがいいかと思えます。

○雨宮専門委員　　I小委員会の主任を仰せつかっております雨宮でございます。

ご承知のように、30MHz以上は放射妨害波の許容値が決まっております、30MHz以下は伝導で行うという話になって、ずっと運用してきております。ところが、特にWPTのような非常に低い周波数を使う機能がマルチメディアに導入されてきますと、そうも言っていられなくなるといいますか、機器から直接、コイルから放射される放射妨害波、30MHz以下の結構強い成分がありますので、それが必ずしも電源線や通信線などの機器に接続されている線に強くカップリングして乗ってきて、それを評価すればよいということでは済まされなくなっているという実験報告が出始めておりまして、30MHz以下の放射妨害波の測定法及び許容値につきましても検討する必要があるとなってきております。ただし、機器が変わったとしても、放射妨害波に機器ごとの色がついているわけではございませんので、許容値については、ほかのCISPRの規格で決まっております許容値をおそらく使うことになると思います。ただし、測定法につきましては、機器によって妨害波が最大となる条件が、いろいろなパラメーターが異なっておりますので、それについてはもう少ししっかり検討したいと思っております。簡単に申しますと、以上でございます。

○三瓶委員　　これはマルチメディア機器用の回路に対しての妨害という意味なのですか。マルチメディア機器といったときに、無線部ではないだろうと思ったのですが、妨害を与える部分はマルチメディア機器の回路というか、電子回路自体に影響を与える妨害と

いう考え方でよろしいのですか。

○雨宮専門委員 マルチメディア機器が妨害波の発生源になりますが、そこから出た妨害波が、例えば10メートル先の隣の家の無線受信機に妨害を与えるなどが考えられます。

○三瓶委員 すみません。ちょっと勘違いしておりました。これはマルチメディアのWPTの妨害波がマルチメディア機器に影響を与えるという意味ではないということですか。

○雨宮専門委員 それとは違います。

○三瓶委員 この文章がそのようにも読めて、どちらからどちらに妨害というのがよくわからなかったもので。わかりました。

○雨宮専門委員 説明の文章が上手くできておらず、すみません。

○伊東分科会長 よろしゅうございますか。ほかに何かご質問はございますか。

多氣主査、今の件で何か追加がございますか。

○多氣専門委員 いえ、結構です。

○伊東分科会長 よろしいですか。ほかに何かご質問、ご意見はございますか。

では一つ、私からお伺いいたします。久保田さんが先ほどおっしゃっていたかと思いますが、日本からはここで審議した基準に従った提案をされ、ほかのところからも別の基準が提案されていると。その提案のどちらが厳しいとか、それらの間にはまだ大きな乖離があるのかどうか、その辺りについてはどのような感じなのでございましょうか。

○久保田リーダー ヨーロッパの自動車業界からは、すごく緩い規格が提案されています。ISM機器については特別な周波数、ISM周波数と言われる周波数が規定されておりまして、その周波数では青天井の規格になっている現状がございます。WPTについても、同様に青天井にしたい、してほしいという期待感があって、ヨーロッパの自動車業界からそのような提案が出たりしております。ただ、日本の自動車業界はそんな無茶なことは申しませんで、情報通信審議会で審議していただいたような、例えばアメリカのFCCのルールとほぼ一致するような規格になっております。

また、ヨーロッパの主官庁系からは、ヨーロッパの中で使われているショートレンジデバイスというものの規格があるのですが、その規格の上限値が提案されています。その値は、日本が国内の基準として決めた値より1.5dBぐらい厳しい規格になっています。1.5dBを厳しいと考えるのか、ほとんど無視できると考えるのか、そこはいろいろ

る考え方があろうかと思いますが、そのあたりが今後議論になるかと思っておりますので、少なくとも今、電気自動車の充電器に使おうとしている85kHz帯の許容値については、あまり大きな論点にはならないと思っております。むしろそれ以外のところをどうするかが、これから審議していかなければいけないところと思っております。

○伊東分科会長 どうもありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見、ご質問等がございませんようでしたら、本件は答申案、資料112-1-3のとおり、一部答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○伊東分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

答申事項

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」 のうち「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の 許容値及び測定法」について

○伊東分科会長 次に、電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」について、引き続き電波利用環境委員会の多氣主査から、ご説明をよろしくお願いいたします。

○多氣専門委員 それでは、ご説明させていただきます。資料は112-2-1と2-2でございます。2-2が報告の全文でございますが、ご説明には2-1のスライド形式の資料を使わせていただきたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。まずCISPR15という国際標準規格でございます。これは、電気照明及び類似の機器、下にシーリングライト等の代表的な機器の例が書いてございますが、これらの機器につきまして、機器の端子、端子にも幾つかございまして、電源端子、負荷端子、制御端子とこのように分けられておりますが、これらから発生する妨害波電圧が、電源ライン等を伝わって他の機器に妨害を与えるということがないように、許容値と測定法を定めるというものでございます。それからも

う一つは、機器の筐体から発生する放射妨害波の許容値と測定法を規定するものでございます。

2ページをごらんください。この照明機器に関する規格でございますが、既に前回答申というものがございまして、平成17年にC I S P R 1 5の第6版及びその後の修正1、修正2を含めた形でもって答申が出されております。これが、現在我が国でも使われている規格でございますが、この当時の規格からかなり大きな変化がございました。一つは、LEDを光源とする機器が、この第6版あるいは前回答申には含まれていなかったのですが、それについての規定が加えられたこと。それから、周波数範囲に関して30MHzから300MHzの放射妨害波の許容値が追加されたこと。そして、測定方法に進歩が見られたこと。これらを踏まえまして、第7版には大きな変更はなかったのですが、第8版に至りまして相当に大きな変更がございました。これを踏まえまして、本答申案に至ったわけでございます。

ただし、平成25年に第8版が出まして、その後に試験条件等に関して解釈票という文書が出ております。この解釈票は、標準規格にある内容を補足して、具体的にきちんとした定義を追加するというものでございまして、この第8版と一体となっていることから、その内容も含めて本答申案はつくられているということでございます。

3ページをごらんください。まず端子妨害波電圧の許容値と測定法に関してのご説明でございます。前回答申に引き続きまして、電源端子、負荷端子、制御端子、それぞれ周波数範囲をここにリストアップしているような形で限度値を決めて、許容値と測定法を規定しております。ごらんのとおり、電源端子に関しましては低い周波数から許容値が定められているということでございます。

2番目の項目でございますが、前回答申からの変更点としては、LEDを光源とする機器にも適用されることが明確化されました。もちろん前の答申でもLEDを光源とする機器も照明の一部としてあったわけでございますが、対象として明確に記述されていなかったため、今回はそれが明確に記述されたということでございます。

3番目でございますが、C I S P R 1 5の第8版が国際標準規格ですが、我が国の答申案は、下の3つの項目に関して相違点がございます。これらの相違点につきましては、次のページ以降で少し詳しくご説明させていただきたいと思っております。

4ページをごらんください。まず1つ目の重要な相違点でございますが、電源端子妨害波電圧測定法の適用ということで、C I S P R 1 5の第8版も含めてなのですが、磁

気回路式安定器を搭載した蛍光灯用器具、これはごく普通にあるものでございますが、この電源端子における妨害波電圧に関する規制として、挿入損法という測定方法が適用されています。これに関しまして、その次にありますように、より直接的な測定法として、電源端子妨害波電圧測定法のほうがより適切であろうということで、こちらを採用しております。これは前回答申において既に採用していたものですが、本答申案においても、これを踏襲し、電源端子妨害波電圧測定法を採用するものでございます。我々としては、より進んだ方法を採用しているという考えでございます。なお、C I S P R 15の国際標準規格でも、我が国で採用しているような方法にも移行する方向性があると、私は伺っております。

5ページをごらんください。2つ目の相違点でございますが、LEDを光源とする照明器具等の許容値に関して緩和があるということでございます。これはどういうことかといいますと、ちょっと長くなりますので簡単に申し上げますと、我が国は家庭用の電源電圧が100Vという状況でございます。C I S P Rの標準規格は、主に欧州の考え方を反映して基本的な部分ができているわけですが、欧州は200V強の電圧を使っております。このため、同じ明るさにしようとする2倍の電流が流れます。そうなりますと、ノイズフィルターの発熱量は電流の2乗に比例するため4倍になるということで、発熱上の安全面の問題があり、これにより設計上の支障が生じているということが、我が国の特殊な事情でございます。発熱量を抑えつつ許容値を満たすためには、ノイズフィルターを大型にするなど、さまざまな変更が必要になります。ただし、寸法への制約等も考えますと対策が困難であるということで、発熱量を同じにするための換算を考慮いたしますと、まず1つ目として、コイルの巻き線の断面積を大きくすることによって、インダクタンスが小さくなってしまふことから12dB。それから、市場に流通している製品の性能等も勘案した上で、50kHzから500kHzの範囲、我が国では中波の放送が500kHz以下は使っておりませんので、この点でヨーロッパとは少し事情が違ふことも考慮いたしまして、12dB緩和することになってございます。ただし、これらの緩和は、やはり国際標準規格と整合していないのは望ましいことではないということで、本答申案の中に、次回答申案検討時には技術の進展等を考慮して見直すということを明記してございます。

6ページをごらんください。3つ目の相違点でございますが、LED照明を負荷とする位相制御式調光器の許容値の緩和でございます。日本国内では、壁に埋め込む調光器

が大変多く使われております。ただ、この場合、ボックスの寸法が制約となりますので、先ほど申し上げましたように、ノイズフィルターを大きくすることが容易ではございません。ノイズフィルターの寸法を同じといたしますと、電線の断面積を大きくしなくてはいけなくて、結果的に同じ大きさにするためには12 dBの差が生じるということでございます。

2項目ですが、日本の市場には白熱電球がまだ残っており、ソケットの形状が同一であるため、誤って使用される可能性がございます。LEDよりも電力が大きい白熱電球が接続されますと、ノイズフィルターの温度が想定よりも上昇して発火するという大変深刻な危険性がございます。その点を考慮して、ノイズフィルターのインダクタンスをさらに下げる必要が生じていることから、次に書いてありますように150 kHzから500 kHzの範囲で国際標準規格より許容値を24 dB緩和せざるを得ないという結論になっております。将来的には、この項目に関しましても整合させることが望ましいということで、先ほどと同様、次回答申案検討時に技術の進展等を考慮して見直すことになってございます。

7ページをごらんください。放射妨害波の許容値と測定法についてです。前回答申に引き続き、周波数範囲9 kHzから30 MHzの放射妨害波の許容値と測定法を規定してございます。これは国際標準規格とももちろん同じでございます。前回答申からの変更点は以下のとおりでございます。1つは、LEDを光源とする機器にも適用されることを明確化する。CISPR 15第8版という国際標準規格では、周波数範囲30 MHzから300 MHzの許容値と測定法が新たに規定されたため、国際標準規格と同じにこれを採用してございます。ただし、括弧内にありますように、第6版をもとにした前回答申でも、やはり我が国では少し先取りをして一部を既に規定してございました。このことは補足的な項目でございますので、括弧内で書いてございます。

8ページをごらんください。CISPR 15第8版という国際標準規格と、我が国の本答申案との相違点でございます。第8版発行後に改正された関連する国際規格の内容のうち、有用な部分を取り入れてございます。1つは、3メートルでの許容値を追加すること。これは、CISPR 15第8版の修正1がもう既に出ておりますので、その内容を加えているものでございます。これは、10メートルで測ろうといたしますと、大変大きな電波暗室が必要となりますので、3メートルでの許容値を追加することで、大変効率よく、評価が行えることとなります。

それからもう一点でございますが、C I S P R 1 6 - 1 - 2、これは測定法の基本的な規格でございますが、その中に電流を測定することで放射電磁界の推定をするという測定方法が新たに定義されました。この方法はCDNE、Coupling and Decoupling Network for Emissionということで、放射を結合・減結合回路を使って、ラインを流れる電圧でもって測定するという測定法なのですが、これを採用することになりました。

これらは第8版にはないものですが、C I S P R規格全体としては既に成立しているということで、取り入れているものでございます。

9ページをごらんください。これは冒頭でも申し上げましたが、2点の解釈票についての内容が追加されていることについてです。1つは、レトロフィット特別低電圧LEDランプの評価手順ということです。このレトロフィットとは、従来の昔ながらの照明器具のところに、例えば同じ金具けれどもLEDの照明になっているようなものを、そのままつけられるものをレトロフィットと言っております。電球型のものに関しても同じなのですが、それについては電球型という言葉が使われているようなので、それ以外の差し替えがきくようなLEDランプのことを指しているということですが、こういったものはやはり省エネのためには非常に有効なものでございますので、これについての評価手順が明確化されたということでございます。

それから、壁取付形調光器の試験条件として、白熱電球のために使われているものとLEDのために使われているもの、両方で使えるものがいろいろございますが、それらをどのような条件で試験するかについて、解釈を明確化する文書が出ておりますので、この内容も追加してございます。

以上が本答申案についてのご説明でございます。

○伊東分科会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。はい、三瓶委員。

○三瓶委員　　すみません。6ページなのですが、24dB緩和するところでのいろいろ理由を述べられていて、確かに、この理由づけ自体は、どうしても24dB緩和を認めなければならないというように読めます。ただ、それに対して一番下に、次回とはという文章がある。本当なのですか。要するに、戦略がある程度あるときには次回とは書いてもいいと思うのですが、本当に戦略はあるのでしょうかという質問です。

○多氣専門委員　　具体的に何ができるかについては、私自身ではお答えできるだけの知識

がないのでございますが、やはりこういったものについて厳しい制約をゴールにすれば不可能ではないのではないかと皆は思っております。そのため、このようなことを書いてございます。私はいつも申し上げるのですが、過去にもC I S P R規格について答申する際に、こうしたデビエーションについて何らかの、次回は解消、あるいは5年以内に解消など、そういったことが書かれておりましたが、確かにおっしゃるように具体的な対応が明確でなかったことが多いかと思えます。今回に関しましては、本答申案を取りまとめるにあたって、特に業界の方に努力をお願いしてきてございますので、何らかの方法はとっていただけるのではないかと思っております。

できれば、F作業班の主任の山下さんから一言、具体的にどんな方法がありそうかということについてお話しただけででしょうか。

○山下専門委員 F作業班の山下でございます。具体的な対策は、この24dB緩和を決めた時点で、明確にこれができるだろうというものがあったわけではございません。ただ、まず24dBというのもこれ以上に下げるのは現状では難しいことと、それにしても国際規格との乖離は先々なくしていきたいという要望もありまして、このままずっと24dB緩和を担保することは、やはりよろしくない。この先、必ず技術革新があるでしょうし、製品も発展していくことが十分に考えられるでしょうから、また次回、改めて検討しましょうということで、このような書き方をさせていただいております。次回答申時にはまた改めて、この許容値の緩和についても技術の革新等々を考慮して見直すことは、その時点で約束させていただきました。

○三瓶委員 今、約束したいと言われているのですが、やはり24dBは非常に大きい数字だと思うのです。12dBも大きいのですが、24dBも大きいという中で、ここに述べられていること自体、要するに電圧差から起因しているものであって、サイズなどいろいろな要素を考えたときに、どうしても24dB緩和しなくてはならないのだということをおっしゃられたと思うのです。それに対して、将来的には国際規格との乖離をなくすと言われても、具体的にある程度の戦略があるものに対しては、こういう書き方はいいと思うのですが、将来に単に期待するだけで、こういう書き方をして、果たしていいものでしょうか。もう少し別の表現、例えばここで検討をやめるものではないと言うのもあればいいのですが、考慮して見直すと言われると、何か空手形のように聞こえます。表現は、もう少し実態を表すものにすべきであって、これは少し言い過ぎではないかなと思うのです。

○多氣専門委員 おっしゃることは私としても十分に重く受けとめたいと思います。できれば、こういった具体案のない場合には、もう少し表現を考えることを今後の答申案の中には反映していきたいと思います。

○伊東分科会長 ありがとうございます。ただ、逆の見方もあるかもしれません。24 dB緩和を全部なくすとおっしゃっているわけではありませんし、国際的な規制と比べて随分緩いのではないかと言われかねないですから、やはり努力目標はきちんと記載していただきたいという考えもあるのかなと思います。

どうぞ、近藤委員。

○近藤委員 書いたほうが良いと思います。何でもそういうことはきちんと文書で書いておいたほうが良いと思います。

○三瓶委員 書くときに、見直すと言われてしまうと、どの程度見直すのかがよくわからないのですね。常に改善しますということを書かれるのはいいのですが、これを見ると、将来的には24 dBの差をなくすところまで求められているのかと思うのですが、24 dBをクリアにすることだけは、今の時点で何の対策もない、何の担保もないという状況なら、少し言い過ぎではないですかという意味なのです。とにかく減らすという目標は構わないのですが、もう少し書き方があるのではないのでしょうかということです。

○多氣専門委員 私も先ほどのご回答のとおり、表現を工夫させていただくと申しあげまして、書かないというつもりは全くございませんし、努力を続けることは小委員会の皆様にもお願いをし続けているところございますので、ぜひご理解いただければと思います。

○伊東分科会長 ありがとうございます。おそらく、将来的に白熱電球はなくなっていく、もう日本の主要メーカーでは生産が終了したというニュースもあったように思いますし、そうなっていくと消費電流も減っていくのではないかと思います。

どうもありがとうございました。今の件はよろしゅうございますか。ほかに何かご質問、ご意見はございますか。

ほかにご意見、ご質問等がございませんようでしたら、本件は答申案、資料112-2-3のとおり、一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○伊東分科会長 それでは、案のとおり答申することといたします。

今のご指摘の点につきましては、今後もご検討のほどよろしく願いいたします。ど

うもありがとうございました。

答申事項

「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」 のうち「OAB-J IP 電話の品質要件等」について

○伊東分科会長 次に、諮問第2020号「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「OAB-J IP 電話の品質要件等」について、IP ネットワーク設備委員会の相田主査からご説明をよろしくお願いいたします。

○相田委員 それではご説明させていただきます。本件はOAB-J 番号を利用するIP 電話の品質要件等について検討を行い、現行の基準の一部を見直すことが適当である旨の報告を取りまとめたものでございます。

検討の背景といたしましては、平成25年6月に閣議決定された規制改革実施計画の中で、このOAB-J IP 電話の品質要件の見直しについてご指摘がございまして、その後、昨年12月に総務省の研究会において見直しの方針が示されております。このような状況を受けまして、IP ネットワーク設備委員会におきまして、品質要件等の具体的な検討を行いました。

具体的な検討の経過といたしましては、本年4月から通信品質検討アドホックグループを3回開催いたしまして、その検討結果を踏まえて、7月にIP ネットワーク設備委員会で報告書案を取りまとめました。その後、7月23日から8月21日までの間、報告書案への意見募集を実施いたしまして、提出されたご意見も踏まえて、改めて検討を行いまして、今月9月4日に委員会報告を取りまとめたところでございます。

本日はお手元の資料112-3-1に委員会報告の概要と、資料112-3-2に報告の本文をお配りしてございます。これらの資料につきましては事務局から説明をさせたいと思います。よろしくお願いいたします。

○塩崎電気通信技術システム課長 それでは事務局より、お手元の資料112-3-1を用いましてご説明させていただきます。

まず表紙をおめくりいただきまして、1ページ目をごらんいただければと思います。まず今般の背景についてのご説明でございまして、一番上の枠で囲った部分になりますが、ただいま相田主査からご説明がありましたとおり、平成25年6月に閣議決定された規

制改革実施計画におきまして、0AB-J番号取得の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の可否を含め検討を行い、結論を得るとされたところでございます。これを受けまして、下の水色の枠の1つ目の●でございますが、総務省では「0AB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会」を開催いたしまして、0AB-J IP電話の品質要件の見直しについて検討し、「研究会報告書の概要」に記載してございます(1)から(6)の見直し方針について結論を得たところでございます。

2つ目の●になりますが、この結論を踏まえまして、IPネットワーク設備委員会、それから当該委員会の下に設置いたしました通信品質検討アドホックグループにおきまして、0AB-J IP電話の品質要件に関し、「研究会報告書の概要」のところの(1)から(5)について調査・検討を行い、報告を取りまとめました。なお、(6)につきましては、民間標準化団体であります情報通信技術委員会で検討していただきまして、測定方法の共通化を図っていただいているところでございます。

それでは当委員会で検討いたしました(1)から(5)の内容につきまして、次ページ以降でご説明したいと思います。

2ページ目をごらんいただければと思います。ここに掲載しております表が、今回検討いたしました0AB-J IP電話の品質要件の見直し結果をお示ししたものでございます。一番右の列に新しい規定を記載してございます。緑色の部分が今回見直しを行った部分になります。赤字で記載しております(1)から(4)、これは前ページの研究会の報告書の概要の数字と対応してございます。なお、(5)につきましては、この表には出てきませんので、別途、6ページでご説明させていただきます。

それでは(1)から(5)の項目につきまして、個別にご説明させていただきます。

3ページ目をごらんいただければと思います。まず(1)と(2)の事項についてご説明させていただきます。1番目の●でございますが、今回、パケット損失率と遅延時間につきまして、音声評価に関する実験を行いました。その結果、現行の総合品質規定に相当するパケット損失率はおおむね0.5%であることを確認いたしました。それを踏まえまして、2ページ目の一番下のところに図があるのでごらんいただきたいのですが、ちょうど電話端末それぞれのところにUNIと書いてありますが、このユーザーとネットワークのインターフェース間(UNI-UNI間)のパケット損失率を0.5%未満に緩和することが適当といたしました。また、3ページ目には記載していませんが、このユーザー・ネットワーク・インターフェースと、先ほどの2ページ目の下の図の真

ん中にありますネットワーク・ネットワーク・インターフェース間（UNI－NNI間）については0.25%未満に緩和することが適当ということになってございます。

3ページ目の2番目の●に戻っていただきます。また、同評価実験におきまして、現行の総合品質規定に相当する遅延時間が約150ミリ秒であることを確認いたしました。これは現行の遅延時間に係る基準とおおむね一致することから、現行の遅延時間に係る基準を維持することが適当であるといいたしました。

3番目の●になりますが、ネットワークあるいは端末の品質に関する品質尺度を示す値であるR値につきましては、ITU勧告で規定する算定式におきまして、パケット損失率と遅延時間を主たる入力値として算定されますことから、パケット損失率、遅延時間を規定することで、R値の基準を確保することが可能ということございまして、R値に係る規定を削除することにより、二重規定の解消を行うことが適当であるといいたしました。

それでは4ページ目をごらんいただければと思います。こちらでは（3）の安定品質要件の明確化についてご説明させていただきたいと思っております。●のところでございますが、安定品質につきましては、現行の規定ではアナログ電話用設備と同等の安定性が確保されるよう必要な措置を講ずる旨を規定しておりますが、規制改革会議から、安定品質の要件が抽象的であるという指摘がありました。これを踏まえまして、安定品質の確保のための具体的な措置といたしまして、従来認めてきた「音声パケットの優先制御」、これは左下図になりますが、音声データをよりも優先的に処理することが可能なもの、及び「音声とデータの帯域分離」、これは右下図になりますが、音声とデータの帯域を分離し、音声の帯域を確保することが可能なもの、この2つを告示に明示することが適当であるといいたしました。

次に5ページ目をごらんいただければと思います。ここでは（4）の安定品質に係るソフトバンク提案方式の検討についてご説明させていただきます。1つ目の●でございますが、ソフトバンク提案方式、これは名前のとおり、ソフトバンクが考えた方式でございます。この方式は、先ほど前ページでご説明いたしました「音声パケットの優先制御」あるいは「音声とデータの帯域分離」の機能を有しないベストエフォート網であっても、次の①と②の措置を講じることによって、OAB-J IP電話の品質要件を満たすことが可能というものでございます。1つ目の要件といたしましては、通信品質を常時監視すること。そして2つ目の要件といたしましては、もしふくそう等により品質低

下を検知した際には、代替回線による迂回を実施するというものでございます。

2つ目の●のところでございますが、この提案を踏まえまして、特例措置により、上記の条件のもと、サービス提供を約2年間実施したところ、特段の問題は認められませんでした。ただし、今後、トラフィックの増加等が考えられるため、ネットワークの安定性を適切に担保する必要があることから、上記の条件に加えまして、ネットワークの余力を把握するための条件を追加いたしまして、安定品質要件として認めることが適当であるといいたしました。これを受けまして、ソフトバンク提案方式につきましても、安定品質要件として告示で明示することといたしました。

次に6ページ目をごらんいただければと思います。こちらでは(5)のFAX機能の義務付けについてご説明させていただきます。最初の●でございますが、現行の技術基準では基本機能として義務付けられているFAX機能につきまして、引き続き義務付けるか否かについて検討いたしました。主な検討内容についてでございますが、FAXは世帯普及率60%程度まで普及していること。それから、平成25年度に実施した総務省の調査によれば、個人ユーザーの8割、法人ユーザーの9割強が0AB-J IP電話のFAX機能の義務付けが引き続き必要と考えていること。それから、もしFAX機能を義務付けなくなると、同じ0AB-J番号であっても、番号によってFAXが使える場合、使えない場合が混在することになり、ユーザーが混乱する懸念があること。そして、聴覚障害者の方々の通信手段としてFAXは重要であるといった指摘があること。これらを踏まえた結論といたしまして、今後も引き続き、0AB-J IP電話に対してFAX機能への対応を義務付けることが適当としてございます。加えまして、FAXの疎通状況についての報告を義務付けることが適当としてございます。なお、FAXの疎通状況の評価につきましては、先ほど申しました民間標準化団体である情報通信技術委員会で策定されましたガイドラインに従って実施することが適当としてございます。

以上が委員会の報告の概要となります。

7ページ目、8ページ目は参考といたしまして、委員会、アドホックグループの構成員の一覧を掲載させていただいてございます。説明は以上でございます。

○伊東分科会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。では、近藤委員。

- 近藤委員　この件は大変深く関わらせていただいて、このような形となって、すばらしいと思っています。FAXが残ったのは大変すばらしいと思うのですが、緊急通報の件はいかがだったのでしょうか。
- 相田委員　緊急通報の件とはどういう意味でしょうか。
- 近藤委員　緊急通報もいろいろ議論があったのですが、このときには、その話が出なかったのでしょうか。今回は、通信品質のことだけなのでしょうか。
- 相田委員　はい。OAB-JIP電話を提供するにあたっては、緊急通報を必ず提供しなければならないことになっております。
- 近藤委員　それは変わらないと。
- 相田委員　はい。
- 近藤委員　わかりました。ありがとうございました。
- 伊東分科会長　よろしゅうございますか。ほかに何かご質問、ご意見はございますか。どうぞ、前田委員。
- 前田委員　今回、パケット損失のところはかなり緩くなっているのですが、これはソフトバンク提案方式をとるにあたっては、これぐらい緩くしておかないと、ということになったのでしょうか。
- 相田委員　それとは直接関係はなく、今までR値80ということで決めていたのに見合う値ということで、実態としてはソフトバンク提案方式でもほとんどパケットロスが出ていないのが現状でございます。ここまで緩めないとソフトバンク提案方式が耐えられないということは一切ございません。
- 前田委員　わかりました。
- あともう一つだけ、常時監視をして、通信品質が悪くなったら代替回線にということなのですが、これは代替回線がすべて用意されているということですか。
- 相田委員　2段階ございまして、突発的なふくそう等につきましては、ソフトバンク網と足まわりに使っているフレッツ網との間の接続箇所を何カ所か設けていて、別の経路を迂回することによって、パケットロスが起きない経路を瞬間的に、2秒以内だと思いますが、見つけ出して、そことつなぐこととなります。それから、そうではなくて、実際のユーザーの足まわり回線が、どうも周りのユーザー等の関係でもって、非常に混雑してきているという場合には、これは数日ぐらいの時間はかかるかと思いますが、別途、ちゃんとドライカップパーによるもの、あるいはきちんと品質保証された足まわり回

線に切り替えるというものでございます。

○前田委員　では、緊急的なものとそれ以外とがあるような感じですか。

○相田委員　はい。

○前田委員　わかりました。

○伊東分科会長　よろしゅうございますか。5ページに書いてある図が、その緊急の場合を示しているという理解でよろしいのですね。

○相田委員　そうですね。それが突発的な、緊急的なもののほうでございませう。

○伊東分科会長　ほかに何かご質問、ご意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件は答申案、資料112-3-3のとおり一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○伊東分科会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

ただいまの3つの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

○福岡総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の福岡でございます。本日は3件の一部答申をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

まず1番目の答申のCISPRストレージ会議への対処方針につきましては、本日も答申をいただきましたとおり、無線通信に対する各製品の妨害波の影響を総合的に勘案するとともに、我が国の利益と国際協調を最大限に実現できるように対処してまいることといたします。とりわけワイヤレス電力伝送分野につきましては、我が国から国内の周波数供用の検討結果等について積極的に説明を行うことにより、これまでに我が国が提案してまいりました妨害波の許容値が国際規格に反映されるよう働きかけてまいります。

次に電気照明及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法につきましては、平成25年8月から電波利用環境委員会にて精力的にご検討をいただきました。そして電気照明機器から発生する妨害波の許容値及び測定法とともに、LED照明機器から発生する妨害波のうち、特定の周波数帯における許容値の緩和など、我が国の事情も踏まえた技術的条件をお示しいただいたところでございます。

さらに今ほどのOAB-JIP電話の品質要件等につきましては、IPネットワーク

設備委員会にてご検討いただき、ネットワーク品質に係る基準値の見直しやベストエフォート回線を用いる場合に安定品質を確保するための具体的要件等につきまして取りまとめいただきました。これらにより I P 電話サービス分野における競争の促進や新ビジネスの創出につながることを期待しているところでございます。

総務省といたしましては、本日の一部答申を受けまして、関係規定の整備に速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

伊東分科会長をはじめ、委員及び専門委員の皆様方に重ねて御礼を申し上げます。またあわせて、引き続きご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○伊東分科会長 どうもありがとうございました。

報告事項

「平成 2 8 年度 I C T 関係予算要求について」

○伊東分科会長 続きまして、報告事項に移ります。

平成 2 8 年度 I C T 関係予算要求について、総務省からご説明をお願いいたします。

○野崎技術政策課長 総務省技術政策課の野崎です。私から資料 1 1 2 - 4 に基づきまして、I C T に係る主な来年度要求の重要施策についてご紹介させていただきます。

まず 1 ページ目ですが、目次がございます。この中で柱が大きく 4 つございまして、1 番目が「地方創生と経済好循環の確立」、2 番目が「くらしやすく・いきいきとした社会の実現」、3 番目が「安心・安全な社会の構築」、4 番目が「未来につなぐ、行政基盤の確立」となっており、黄色いマーカーを引いてあるところが I C T 関係の予算でございますので、この中で代表的なものをご紹介させていただきます。次のページからは、黄色のところだけを抜粋したものですので、ページが飛んでおります。

1 2 ページでございます。これは 1 番目の柱の地方創生のうち、「地域経済の再生と財政健全化の実現」に関する施策でございます。地域の I C T 基盤の整備ということで、ブロードバンド、モバイル、W i - F i 等につきまして、補助で条件不利地域等に基盤整備をする事業が並んでおります。

次に 1 4 ページでございます。「(1 0) 地方創生に資する I C T を活用した街づくり等の推進」として、山村地域の鳥獣被害対策、森林資源の情報共有などの施策の横展開

を図ります。また、「(11) ふるさとテレワークの推進」として、地方においてもいつもの仕事で働ける環境の整備をICTで促進していくものでございます。

15ページからは、1番目の大きな柱の中の2番目の中柱でございますが、「新たなイノベーションを創出する社会全体ICT化の推進」というものでございます。「(1) グローバルコミュニケーション計画の推進」として、NICTが開発した技術をベースに、多言語音声翻訳技術の対応領域及び対応言語の拡大、病院・商業施設・観光地等における社会実証を実施し、この対訳のデータベースであるコーパスを充実させていこうというものです。また、例えば、タクシーの後部座席で外国の方が話しても、きちんと翻訳できるように、雑音抑制・抑圧技術や、翻訳がうまくいかなかった場合の自動学習技術などの高度化技術も、実証実験とあわせて進めます。

次に16ページでございます。「(3) 5G等の世界最高レベルのICT基盤の実現」ということで、第5世代の移動通信システム実現に向けた研究開発を2020年に向けて進めていくものでございます。次の施策でございます。2020年のオリンピックに向けまして、4K、8Kの膨大な情報が基盤ネットワークを流通する可能性がございますが、この膨大な情報量进行处理するために、光ネットワーク技術の研究開発を推進していくものです。国が中心となったナショナルプロジェクトの成果によって100Gビット級の光伝送用信号処理チップでは世界シェアの約50%を獲得しておりまして、外国でも巻き返しのために政府が支援しており、次の1Tビット級の光伝送の基盤技術について、取り組んでいくものでございます。

18ページは「(5) 4K・8K技術の展開」ということで、実証実験等を進めていくものでございます。

19ページですが、「(7) 産学官連携によるIoT推進体制の構築」については、情報通信審議会で、先日、中間答申をいただきました「新たな情報通信技術戦略の在り方」にもとづいた予算要求でございます。IoT時代に向けまして、500億台のIoT機器が導入されるという予測も出ており、システムの自動制御や人間とロボットの協働を実現するため、遅延を極限まで抑えた革新的なネットワーク技術が必要になります。今、世界中でエッジコンピューティングという分散処理技術の研究が検討されていますが、多様なIoTサービスを創出する共通基盤技術の確立・実証に向けて、産学官の協議会を設置し、研究開発と実証を進めるものでございます。

21ページでございますが、「(10) 競争的資金による新たなイノベーションの創出」

というもので、研究開発フェーズにおける、実現可能性、実用性検証をねらった戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）について、引き続き、地域を対象にした公募研究、あるいは中小企業を対象にした公募研究、若手ICT人材を育成するための若手を対象にした公募研究等、複数のメニューを引き続き推進していくものでございます。また、研究開発成果を事業化につなげるための死の谷を克服するために、すばらしい技術を持ったベンチャー企業と、その事業化を支援するベンチャーキャピタル等の支援機関をつなぎまして、特に事業化に向けたビジネスモデルの検証、実証実験をするコンセプト検証のところを補助していくという「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」についても引き続き推進してまいります。

24ページです。来年、高松市でG7の情報通信大臣会合がございますので、関係する予算を要求しております。

26ページは、国際施策でございます。日本の優れた技術を海外に展開するための「ICT国際競争力強化パッケージ支援事業」を推進していきます。

27ページから、「くらしやすく・いきいきとした社会の実現」という目標のもとに、30ページでございますが、医療分野・教育分野の、個人健康データのポータビリティを実現するための共通プラットフォームや、教育につきましては、優れた先生の教材コンテンツをクラウドに格納しまして、学校で幅広く、優れた教材を共有していくようなクラウドの共通プラットフォームの実証などを進めるものでございます。

31ページでございますが、「(2) 社会インフラ維持管理へのICTの活用」は、今、自治体で橋など道路のインフラの老朽化が非常に深刻な問題になっておりますが、熟練した検査員は人数が減っており、このようなワイヤレスセンサーで、橋梁の老朽化の状況を監視しつつ、その上で必要となった場合にベテランの方に検査していただくといった効率的な検査と適切な時期の補修によって長寿命化を図るというものでございます。

32ページでございますが、「(4) ロボットや人工知能による行動支援」ということで、例えば過疎地において赤字路線バスが廃止されていく場合の高齢者の移動手段となったり、一人暮らし老人の方の生活必需品をドローンの自動飛行で運ぶなど、このような自動移動物につきましては、今後、高齢化社会において非常に期待されるものでございます。このようなネットワーク制御型の自律型モビリティシステムの実現に向け、人工知能技術や、自動制御技術を活用しまして、実際の実証実験を行いますとともに、サイバー攻撃を受けた場合にも安全に停止して再起動する技術も含めて研究開発と実証を

行っていくものでございます。

33ページは、個人番号カードを使った公的個人認証サービスの展開ということで、ケーブルテレビのSTBなど、さまざまなものを使って、電子的な行政手続へのアクセス手段の確保等を推進する実証事業でございます。

51ページが、3番目の大きな柱の「安心・安全な社会の構築」を目標として、「(2)サイバーセキュリティの強化」は喫緊の課題になっております。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、いろいろな社会システム、交通システム、放送システム等がかかわってきますので、それら全体を含めた擬似的な演習基盤を構築し、攻撃側と防御側皆一体となって検証を行っていくような環境を整備するものです。また、官公庁、特殊法人、重要インフラ企業等への実践的なサイバー演習を展開していきます。

52ページにつきましては、災害に備えた「放送ネットワークの強靱化」、ケーブルテレビについて2ルート化等の強靱化に向けた整備支援等を行うものです。

ご説明は以上でございます。

○伊東分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。はい、どうぞ、根本委員。

○根本委員 ちょっと教えていただきたいのですが、この黄色で今ご紹介していただいた部分は、全体で比べると割合でどのぐらいなのか。

○野崎技術政策課長 総務省全体の予算になると、いわゆる地方交付税などがあり、全体で16兆円といった規模になります。ICTに関係した予算だけを選んだのが黄色のものでございまして、ICTに関係した予算だけだと、約1,370億円となります。

○伊東分科会長 よろしゅうございますか。では、知野委員。

○知野委員 27ページにつきまして、「女性の活躍推進」ということで、テレワーク支援、女性地方公務員などが挙げられていますが、これはなぜ女性地方公務員だけを特筆されているのでしょうか。国家公務員もありますし、女性全体のテレワークというなら、わざわざ項目を設ける必要もないのではと思いましたので、教えてください。

○野崎技術政策課長 担当課に確認しまして、別途回答させていただきます。

○伊東分科会長 どうぞ宜しくお願いします。ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

閉 会

○伊東分科会長　以上で、本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から、今の件でなくても結構でございますが、何かご発言はございますか。事務局から何かございますか。

それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、決まり次第、事務局からご連絡させていただきますので、皆様、よろしく願いいたします。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。